

## 法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（2月9日現在）
<p>「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」の公表 令和2年8月4日公表</p>	<p>日本のビジネス社会でデュー・ディリジェンスという言葉は、企業買収等における投資対象の調査を表す用語として広く使われており、その中で、環境デュー・ディリジェンスは、土壌汚染等の環境側面に関する現状認識調査を指す。近年、企業行動における幅広い課題をマネジメントするために、デュー・ディリジェンスプロセスを活用する動きが世界的に広がっており、その課題には、環境分野も含まれている。このため、環境省が環境デュー・ディリジェンスの手引書を作成した。</p> <p>●<a href="http://www.env.go.jp/press/108293.html">http://www.env.go.jp/press/108293.html</a></p>
<p>平成30年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・修正）の公表 令和2年9月15日公表</p>	<p>平成30年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（令和2年1月7日公表）について、令和元年度新規参入の電気事業者の係数追加、平成30年度新規参入の電気事業者の係数更新、料金メニューに応じた排出係数（メニュー別排出係数）の公表を希望する電気事業者の係数更新のため、一部追加・修正した。</p> <p>●<a href="http://www.env.go.jp/press/108446.html">http://www.env.go.jp/press/108446.html</a></p>
<p>「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」の改正及び「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の公表 令和2年10月1日公布 令和3年1月1日施行</p>	<p>有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「バーゼル条約」という。）の附属書の一部が令和元年9月24日に改正され、令和3年1月1日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号）について改正を行うとともに、対象となるプラスチックの判断基準が策定された。</p> <p>●<a href="http://www.env.go.jp/press/108495.html">http://www.env.go.jp/press/108495.html</a></p>
<p>「水質汚濁防止法施行令」の改正 令和2年12月18日公布 令和2年12月19日施行</p>	<p>旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等について、水質汚濁防止法の特定施設から除外された。</p> <p>●<a href="http://www.env.go.jp/press/108787.html">http://www.env.go.jp/press/108787.html</a></p>
<p>押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の改正 令和2年12月28日公布・施行</p>	<p>環境省関係省令の様式等で押印を求めている手続の押印の廃止のため、関連省令が改正された。</p> <p>●<a href="http://www.env.go.jp/other/kisei-kaikaku/index.html">http://www.env.go.jp/other/kisei-kaikaku/index.html</a></p> <p>※ 上記では、環境省が所管している「大気汚染防止法施行規則」「水質汚濁防止法施行規則」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」などの改正が示されている。</p> <p>このほか、上記ホームページには掲載されていないが、環境省が他省と共管している「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則」「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」なども同様に改正された。</p> <p>その他の法令についても同様の改正がなされていますので、内閣府ホームページやインターネット版官報などから確認してください。</p> <p>&lt;各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果（内閣府）&gt;</p> <p>●<a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/link/link.html">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/link/link.html</a></p>

法令等の名称	改正の概要（2月9日現在）
	<p>&lt;インターネット版官報（（独）国立印刷局）&gt;            ●<a href="https://kanpou.npb.go.jp/">https://kanpou.npb.go.jp/</a></p>
<p>「バイオプラスチック導入ロードマップ」の策定            令和3年1月26日公表</p>	<p>環境省は、経済産業省、農林水産省、文部科学省と合同で、持続可能なバイオプラスチックの導入を目指した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定した。            ●<a href="http://www.env.go.jp/press/109024.html">http://www.env.go.jp/press/109024.html</a></p>

上記の他に国において以下の制度改正が検討されています。

報道資料の名称	概要
<p>「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集（パブリックコメント）について            令和2年12月4日</p>	<p>「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）までの間、パブリックコメントが実施された。            第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の追加又は削除について、施行令の改正が予定されている。（施行予定：令和4年4月1日）            ●<a href="http://www.env.go.jp/press/108492.html">http://www.env.go.jp/press/108492.html</a></p>
<p>「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」（中央環境審議会意見具申）について            令和3年1月29日</p>	<p>中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議、パブリックコメント手続を経て、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられ、令和3年1月29日に中央環境審議会会長から環境大臣に意見具申された。            ●<a href="http://www.env.go.jp/press/109028.html">http://www.env.go.jp/press/109028.html</a></p>